

介護保険福祉用具における評価・検討の視点

	評価検討項目	評価検討(有効性・安全性)の視点	検討のための資料	保険適用の合理性
介護保険における福祉用具の範囲	①要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの	☐ 利用対象者が明確である ☐ 主たる使用場面が示されている ☐ 日常生活の自立に資する効果が示されている （動作が容易になる、活動・社会参加の促進、介護予防に資する等含む） ☐ 日常生活上の便宜及び機能訓練や介助者の負担の軽減の効果が示されている ※機能訓練の効果については、心身機能に関する効果のみでなく、活動や参加に資するものを示していること ☐ 実証（エビデンス）データを示している ☐対象（具体的な症例を含む）☐方法☐指標☐結果 ☐ 結果に基づいた提案（性能との関係が明確である）となっている	☐ 提案票 ☐ 第3者等による検証結果 ☐ 論文 ☐ その他	☐ 一般国民との公平性や経済性、有効性、保険給付への影響等の観点から総合的に勘案
	（①の再掲）利用の安全性 ※情報セキュリティー（別途）	☐ 利用が危険と考えられる心身の状況が示されている ☐ 使用上のリスクが示され、対応している ☐ 安全に使用するための注意事項が示されている （想定されるリスクに対する注意や警告を含む） ☐ 危険が生じると考えられる、仮説に対する対応策が示されている ☐ 洗浄方法が明確に示されている ☐ 消毒方法が明確に示されている ☐ 保守(メンテナンス)方法が記載されている	☐ 提案票 ☐ 取り扱い説明書 ☐ 利用安全マニュアル ☐ その他	【総合的勘案の視点】 ☐ 要支援・要介護者の日常生活における機能として欠かせない ☐ 要支援・要介護者の日常生活を支える不可欠な機能とは無関係の機能を伴わない ☐ 介護保険以外の他のサービスや製品等の代替が原則困難である ☐ 一般的に低価格なものではない
	②要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの	☐ 一般の生活用品ではない ☐ 介護のための新たな付加価値を付与したもの ☐ 無関係な機能が付加されていない	☐ 提案票 ☐ カタログ	☐ 複合機能を有する ☐本来の機能と一体不可分（補完的役割） ☐複合機能が日常生活における機能として欠かせない ☐ 通信機能の搭載 ※メンテナンスに関する連携を確認 ☐ その他
	③治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの	☐ 医療機器ではない ☐ 日常生活の場面で使用するもので特別な訓練を経ずとも安全に使用が可能である	☐ 提案票	
	④在宅で使用するもの	☐ 在宅での利用を想定しているもの	☐ 提案票	
	⑤起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの	☐ 要介護者・要支援者の日常生活動作の支援を目的としている ☐ 身体機能そのものを代行・補填するものではない ☐ 補装具との区別が明確である ※低下した特定の機能を補完することを主目的としない	☐ 提案票	
	⑥ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの	☐ 給付対象となることにより、市場への供給が高まり、利用が促進されるもの（経済的負担を伴う）	☐ 提案票	
	⑦取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの	☐ 取り付けに住宅改修工事を伴わない ☐ 持ち家と賃貸住宅に差がない	☐ カタログ ☐ 取り扱い説明書	